

第5 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成すること。なお、応募者の提案が「要求水準書」に示す要件・要求を満たしていない場合は失格とする。また、優先交渉権者の決定のための審査は提案事業者名を伏せて実施するため、提案書の作成にあたり、事業者名を記載しない等、提案書の内容から提案事業者を把握できないように留意すること。

1 事業計画の提案に関する条件

(1) 資金調達・返済計画

一時支払金、資金調達・返済計画については、次の条件に従って提案書を作成すること。

ア 一時支払金

市は、施設整備に係るサービス対価の一部として以下のとおり一時支払金を選定事業者に支払うことを想定している。以下のとおり算定し、提案を行うものとする。

以下の表に示す文部科学省学校施設環境改善交付金の内容は、現在の「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づき算定した試算額及び算定式である。なお、実際に選定事業者を支払う一時支払金は、単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは、選定事業者の負担とする。また、当該一時支払金が変更となった場合、割賦料で変更額を調整するとともに、変更後の割賦料に合わせて割賦手数料を調整する。

項目		内容
一時支払金 ① + ② + ③	文部科学省学校施設環境改善交付金 (①)	①学校給食施設の改築にかかる交付金 380,588 千円(交付金対象額) →交付金額:131,172 千円(①)
	起債による一時支払金 (②+③)	②起債(交付金対象額分) (①×3-①)×90%
		③起債(単独分) {(起債対象となる設計・建設工事に係る費用の合計額※)-(交付金配分基礎額:①×3)}×75%

※起債対象となる設計・建設工事に係る費用は、実施設計費、工事監理費、本施設工事費(建築工事、電気設備工事、機械設備工事等)、調理設備設置工事、既存施設解体工事に要する費用を加算した額とする。なお、基本設計費、運営備品等(食器・食缶等を含む)調達費は含まない。

イ 割賦料

市は、選定事業者が実施する施設整備業務のサービス対価として、選定事業者が提案した施設整備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から前述の一時支払金を控除